

# 社会福祉法人龍華会 役員及び評議員の報酬等及び費用弁償等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍華会(以下「この法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言い、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事…報酬(賞与、退職慰労金)
- (2) 非常勤の役員…報酬
- (3) 評議員…報酬(報酬等の額の算定方法)

## (報酬等の額)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬…別表第1に定める額
- (2) 賞与…別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 退職慰労金…別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬の額は、別表第4に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、本会給与規定第25条に規定された日に支給する。
- (2) 賞与については、本会給与規定第19条に規定された日に支給する。
- (3) 退職慰労金については任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内

2 報酬等は、現金により本人に支払う。(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に支払うことができる。)

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

## (役員等の費用弁償)

第6条 役員等が理事会・評議員会に出席したときは、別表5により実費弁償費を支払うことができる。

- 2 役員等が理事会・評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合、別表5により実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。
- 4 この費用弁償費は常勤の役員には支払わないものとする。

## (出張旅費)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

## (報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事の死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規則は、2023年4月1日から実施する。

別表第1(常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	無報酬
業務執行理事	無報酬
理事	無報酬

別表第2(常勤の理事の賞与)

6月の賞与	無報酬
12月の賞与	無報酬

別表第3(常勤の理事の退職金算定式)

無報酬
-----

別表第4(非常勤の役員の報酬)

役職名	報酬日額
理事	無報酬
監事	無報酬
評議員	無報酬

別表第5(役員等の費用弁償)

役職名	日額
理事	3,000円
監事	3,000円
評議員	3,000円